

令和元年度 行政監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 監査の種類 | 行政監査 |
| 2 | 監査のテーマ | 内部統制の検証について |
| 3 | 監査対象 | 総務部調達契約課 |
| 3 | 監査実施期間 | 令和2年2月6日 |

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【総務部調達契約課】

<p>(1) 契約事務に係るリスクの把握について</p> <p>契約事務について、随意契約の解釈に拡大解釈的な事案があるため、その対策として原課への指導や研修においてマニュアルの周知を図っているとのことであるが、リスクを適切に把握するため指導した内容など、リスクの分析やリスクの共有について研究すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日</p> <p>契約案件の多い年度当初から3か月間、原課からの相談内容や回答事項の概要を記録した。</p> <p>事業開始時は慎重に検討したものの、年を経るごとに随意契約ありきとなり、履行可能な業者の見直しが図られていなかったり、競争性が働かない仕様書となっているなど、事業内容についての見直しがなされていない事例がある。</p> <p>また、問い合わせの内容が随意契約ガイドラインに掲載してあることも多く、まずはガイドラインの内容について理解してもらうこと、また随意契約理由がガイドラインのどの部分にあたるかを常に意識することをさらに周知、説明をはかることが重要であると考えます。</p> <p>これらをもとに、相談の多かった内容や特に周知を図った方がよい内容を精査し、全庁的に周知をはかる方法を検討する。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日</p> <p>事業開始時は慎重に検討したものの、年を経るごとに随意契約ありきとなり、履行可能な業者の見直しが図られていなかったり、競争性が働かない仕様書となっているなど、事業内容についての見直しがなされていない事例がある。</p> <p>また、相談や問い合わせの内容が随意契約ガイドラインに掲載してあることも多く、まずはガイドラインの内容について理解してもらうこと、また随意契約理由がガイドラインのどの部分にあたるかを常に意識することをさらに周知、説明をはかることが重要であると考えます。</p> <p>そのため、年度当初の出納会計事務研修会（会計管理室が主催）の機会に随意契約ガイドラインの周知、内容の理解の徹底を促していくこととした。</p>

<p>(2) 審査会等への外部委員の登用について 業務委託の単独随意契約について審査する外部委託等適格審査部会、工事に関する入札条件等を審査する四日市市請負工事入札参加資格審査会は、市の職員で構成されている。第三者から見て、審査会等が適切に実施され、契約における透明性や正当性を担保する観点から、審査会等への外部委員の登用を検討すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 内部統制の一環として、発注前に契約内容や業者選定の適正性等を審査しているものであることから、審査会等への、外部委員の登用については慎重に考える必要がある。先進市の事例などを調査研究していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 外部委託化が進む中、市が締結する業務委託契約の内容は専門性が高く、かつ多種多様にわたっており、件数も増加している。そのような中、内部統制の一環として、外部委託等適格審査部会を設置し、業者選定の適正性を審査しているところである。発注前に契約内容を審査することや内部統制との位置づけから、外部委員を入れることは行わない。 審査会での限られた時間の中では限界があるため、調達契約課において、単独随意契約の適正性を原課に対しさらに厳格に指導する体制を検討する。</p>

<p>(3) 原課契約工事について 50万円未満の工事（建築、営繕工事は100万円未満）について、各課で随意契約をすることができる。更に、工事金額が30万円未満の場合には技術職員による設計書を省略することができることになっているため、50万円、30万円の上限金額に近い契約が散見される。適切な契約金額を担保するため、併せて、工事の品質を確保するため、関係各課と協議を図り、原課契約の在り方について再度見直しを図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 9月27日 原課契約工事の基準のうち、金額の設定が適切かどうか、同格市及び一定規模以上の近隣市の状況を調査し、比較を行った。その結果、土木工事及び建築営繕工事においては、多くの市が地方自治法で定められている随意契約の上限額である130万円を基準としていることを確認した。 本市においては、同格市等と比較して、原課契約の基準を限定的に設定しているが、引き続き原課契約工事を適正に運用するため、現行どおりの基準を維持することとした。 また、工事関係書類の取扱いが適切かどうか、同格市及び一定規模以上の近隣市の状況を調査し、比較を行った。その結果、多くの市が工事関係書類の提出について、省略できるものとしていることを確認した。 原課契約工事においては、原課契約工事発注課長により指名された監督職員及び検査職員が工事監督及び工事検査を実施することにより、適正な施行の確保を担保している。 少額の原課契約工事については、現場での施工が短期間で終わり、内容も簡素であることが多く、発注者及び受注者双方の負担軽減や事務の簡素化等の観点から、工程表、工事着手届、請負一部下請届、現場代理人、技術者選任通知書、完成届等の工事関係書類を省略できるものとしており、引き続き当該運用を維持していく。 なお、工事の内容により、工程表がなければ施工の確認が困難な工事等については、必要な書類の作成を求めるよう指導していく。 今後も定期抽出調査や特別抽出調査を通じて、引き続き工事担当者に周知徹底していく。</p>
<p>(4) 店舗での消耗品の購入について 店舗へ出向いて消耗品などを購入している事案がある。注文すれば少量でも商品を配送してくれるサービスもあるので、勤務時間中の職員の行動について市民から疑念を持たれないよう、購入方法について検討し周知すること。</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月27日 購入する消耗品によっては、実際に物を見て購入をはかりたい場合もあると考えられるが、そのような場合であっても、勤務時間中の職員の行動について市民から疑念を持たれないよう行動することは市職員として当然のことであり、出納会計事務説明会等の機会を通じて周知を徹底していく。</p> <p>【措置済】 令和 3年 3月27日 購入する消耗品によっては、実際に物を見て購入をはかりたい場合もあると考えられるが、そのような場合であっても、勤務時間中の職員の行動について市民から疑念を持たれないよう行動することは市職員として当然のことであり、出納会計事務説明会等の機会を通じて周知を徹底していく。</p>